

概要調書

芹橋足軽組地保存地区計画

●街路

- ・現在の2.7m幅の街路を「三項道路」として認める。
- ・じっさい2.7m幅ない箇所も「みなし三項道路」とする。
- ・救急寝台車（幅2m）までは入れるように計画する。
- ・現状ではすべての街路を車が通っていた。少なくとも軽自動車なら入ることができる。じっさい車椅子を載せる介護用の送迎車も入っていた。
- ・車と行き違うとき歩行者はよけなければならない。このとき家の門が塀位置より少し後に立っているので、そこを歩行者が車をよけるスペースとする。
- ・車同士はすれ違えないが、あえて一方通行にせず、現状行われているように、駐車場や空地を利用しながら互いに避けあう。
- ・車の進入進出は四番町側とベルロード側とし、同じ道を引き返すこととする。
- ・各街路の芹川に近い箇所の駐車場や空地を利用して切り返し、Uターンする。
- ・角地に辻番所など、重要な施設や塀があるため、隅切りは必要最小限にとどめる。
- ・芹川に平行した街路は車の通行に積極的には利用しない。
- ・街路脇の排水溝は鉄製おおいを付け、狭い街路を補うようにする。
- ・電柱は交通の障害になるから撤去し、電線類は地中化する。

●塀、門、緑

- ・塀は必ず付ける。板塀、生垣を奨励し、モルタル塗塀も許容する。
- ・ブロック塀、金属編み塀はやめる。
- ・空地、駐車場にも生垣を廻し、できるだけ車を隠す。
- ・芹川堤防上のケヤキは、城下町建設時の記念の樹木であるから積極的に保存する。
- ・松をはじめとする大きな庭木は、積極的に保存する。

●建築規制

- ・足軽組地のきちんとそろった区画が重要であるから、土地の合併分筆をしない（現状で約6割が藩政期のままの区画である）。
- ・アパート、長屋建てをやめ、基本的に戸建ての個人住宅とする。
- ・都心で静かにゆったり暮らす人を再度この地に呼び込む。
- ・藩政期の足軽住宅は保存し、住めるようにする。
- ・各町ごとに藩政期の住宅を保存し、コミュニティ施設として利用し、公開する。
- ・第3セクターやNPOを設け、転出した家に新しい住民を世話し、空地には積極的に住宅を建てる。
- ・屋根は切り妻造り、4寸勾配屋根で、黒瓦葺き。
- ・高さは2階建て以下、
- ・外壁は白漆喰塗、もしくは縦羽目板張りとする。